一四一、丙二三八の甲一四二、丙二三八の甲一四四から丙二三八の甲一四七まで、丙二三八の甲一五二、丙二三九の一、丙二四〇の一、丙二四一の一、丙二四二の一、丙二四五の一、丙二四六から丙二四八まで、字丸林丙二六五の一二から丙二六五の一七まで、丙二七二の一から丙二七二の一七まで、丙二七三の一から丙二七三の一七まで、丙二七五の一から丙二七五の八まで、丙二七五の一〇から丙二七五の一七まで、丙二七五の二五、丙二八五の一、丙二八五の二、丙二八六の一、丙二八六の四、丙三〇八の三、丙三〇九の三、丙三一一の一、丙三一一の二、丙三一二、丙三一四の一、丙三一五、丙三一六の一から丙三一六の二〇まで、丙三二一の一、丙三二二の一、丙三二三の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県庁及び三豊市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

香川県三豊市山本町財田西字向井川八七の一、八八の一、九八の一、九二、九四の二、九五の一、一〇六の二一、一一九の九、一一九の一〇、字前山下一二六四の一、字前山谷一四一〇の一、一四一〇の三、字鹿ノ谷一四四九の一から一四四九の四まで、一四四九の六、一四四九の二八、一四七二、一四七五の一、一四七六の一、一四七六の二、一四七六の四、一四九五の二、一四九九の二、一五〇〇の一、一五〇四の二、一五〇五の一、一五二二の二、一五四六、一五四七の一、一五五八の一、一五六六、山本町河内字井手口一三九七の一、一三九七の二、一四一〇の一から一四一〇の四まで、一四一六の一から一四一六の三まで、一四四九の二、字小野一四五九の二、字樫ノ木一四九四、一四九五の一、一五〇〇、一五〇一の一、一五〇一の二、字蜂ヶ谷一八九七の八、一八九七の一〇、字正体一八九八の四、一八九八の三八から一八九八の四〇まで、字菅ノ谷二〇七八の七から二〇七八の九まで（以上三筆国有林）、二〇七八の一、二〇七八の六、二一二六の一、二一二六の二、字逆瀬二二九八の三、二二九八の四、二二九八の二八から二二九八の三一まで、字城ヶ原二三八二の二、二三九九の一、二四一六、二四一七の一、字弥助谷二四一八の九八（国有林）、二四一八の一、二四一八の四六、字批把原二四二四の五、二四二四の六、字耳谷二五八〇の四（国有林）、二五四五、二五四七、二五六五、二五六八の二、二五八〇の一、二六〇二の四、二六〇二の五、二六〇三の二、二六〇四の三、二六〇四の四、字坪屋二七六一の一、山本町大野字樋ノ本三二四五の一から三二四五の三まで、三二八七、字山下三二八八、三二九一、三二九四、三二九六、三二九八、三二九九、三三〇〇の一、三三〇〇の二、三三〇一から三三〇三まで、三三一〇、三三二九、字赤塚三三九七、三三九九、三四〇〇、三四一九、三四二一、三四二三、三四二四、字鹿ノ谷三四三七、三四三八、三四五五、三四五七、三四六〇、字香原三四六一、三四六四、三四七六、三四八一、三四八三、三四八五、山本町辻字逢坂四九九八の一、四九九九、五〇〇〇の一、五〇〇〇の二、五〇〇二、五〇〇三、五〇〇四の一、五〇〇四の二、五〇〇六の一、字竹谷五〇三八、五〇四〇の一から五〇四〇の三まで、五〇四〇の五から五〇四〇の八まで、五〇四〇の一〇、五〇四〇の一一、五〇四〇の一五、山本町神田字裏山乙六七九の一、乙六七九の二、乙六八一から乙六八四まで、乙六八六、乙六九二の一、乙六九六、乙六九七、乙六九八の一、乙七〇五の二から乙七〇五の四まで、乙七〇七、乙七〇九の一、乙七〇九の三から乙七〇九の五まで、乙七〇九の二三、乙七〇九の二五、乙七〇九の二七、乙七〇九の二八、乙七二五の一、乙七二六の一、乙七二九の一、乙七二九の三、乙七三の一、乙七三の二、乙七四四の二、乙七四四の三、乙七四五の一から乙七四五の四まで、字西岩瀬乙九三二、乙九三六の一、乙九三六の六から乙九三六の九まで、乙九三六の一一から乙九三六の一四まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県庁及び三豊市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮崎県小林市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県上水内郡飯綱町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯綱町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下水内郡栄村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備